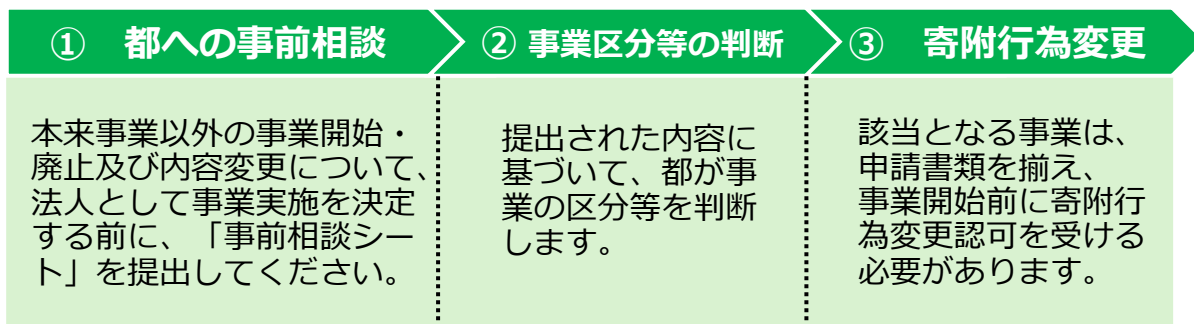


付随事業及び収益事業を実施する場合の取扱いについて

1. 事業実施までの手続きについて

(1) 基本的な流れ



◆事前相談シートの送付先◆

別添 2「付随事業・収益事業実施にあたっての事前相談シート」を添付の上、下記担当・件名でメールをいただきますようお願いします。

【 担 当 】 東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課 幼稚園担当
 【メール件名】(法人名) (法人コード5桁) 付随事業・収益事業の事前相談
 【メールアドレス】 S1121502@section.metro.tokyo.jp

(2) 例外について

「令和7年1月31日6生私行第4054号「学校法人による保育に関する事業及び障害児支援に係る事業の取扱いについて（通知）」（以下、「保育及び障害児支援に係る事業通知」という。）に記載の事業については、内容に応じて事前相談、寄附行為変更又はその両方が不要となります。

2. 付随事業の概要

(1) 事業の範囲

①目的	収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。
②実施主体	学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと（指定管理者として行う施設の管理運営事業は、収益事業として位置付けます。）。
③事業対象者	事業対象者（物品やサービスの提供先）は、主として、学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園の在園児又は教職員及び学校法人の役員であること（ただし、「保育及び障害児支援に係る事業通知」に示す保育に関する事業及び障害児支援に係る事業は範囲外とします。）。
④収支	付随事業による収入は、付随事業に係る費用を賄える程度とし、本来事業の収支に影響を及ぼさない規模であること。
⑤財源	できる限り負債性のない資産を充てること。借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。
⑥土地・施設・設備	原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

(2) 会計処理と寄附行為への記載

下記全てに該当する付随事業は、資金収支予算書及び事業活動収支予算書に部門を設けて表示し、寄附行為変更認可を受ける必要があります。

- ① 学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園の在園児又は教職員及び学校法人の役員以外の者を主たる対象者として行う事業
- ② 学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園の園舎（法人本部棟を含む。）とは別に施設を設けて行う事業
- ③ 事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

3. 収益事業の概要

(1) 事業の範囲

①目的	教育研究活動に支障がない範囲で、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業であること。
②種類	令和6年11月15日6生私行第3002号「私立学校法第26条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類」に該当すること。

(2) 会計処理と寄附行為への記載

収益事業は、学校法人会計から区分し、特別の会計として経理し、寄附行為変更認可を受ける必要があります。